

食品安全委員会（第 8 5 6 回会合）議事概要

日 時：令和 4 年 4 月 2 6 日（火） 1 4：0 0～1 4：5 6
場 所：食品安全委員会大会議室
出 席 者：山本委員長外 6 名
動画配信：一般 6 名

（１）令和 4 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から説明

本件については、厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（２）令和 4 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から説明

本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（３）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 3 品目
イソフェタミド
クロルフルアズロン
フルトラニル
- ・農薬及び動物用医薬品 1 品目
シペルメトリン

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「イソフェタミド」、「クロルフルアズロン」並びに農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「フルトラニル」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・「線虫抵抗性及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「JPBL012 株を利用して生産されたプロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (5) 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について
- ・「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針の一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた指針案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を評価技術企画ワーキンググループに依頼することとなった。

- (6) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・遺伝子組換え食品等「JPAN004 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「JPBL007 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「JPAN004 株を利用して生産された α -アミラーゼ」及び「JPBL007 株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (7) 食品安全委員会の運営について（令和4年1月から3月まで）

→事務局から報告